

別表第1（第3条、第8条関係）

事業	補助対象経費	補 助 率	取 組 主 体
耕種作物に関する以下の事業			
1 整備事業（交付等要綱別表2のⅠ基金事業において、Ⅱに準じて整備事業を行う場合を含む。）	(1)収益性向上対策 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農産物被害防止施設 ケ 農業廃棄物処理施設 コ 生産技術高度化施設 サ 種子種苗生産関連施設 シ 有機物処理・利用施設	事業費の2分の1以内（間接補助事業の場合を含む。） 次世代加算 補助対象経費の欄の(1)のコの施設のうち、次世代型ハウス※を整備する場合、次世代加算として、補助率を事業費の5分の3以内（間接補助事業の場合を含む。）とする。ただし、以下のア及びイの全てに該当する者が整備し、又は借り受ける施設に限る ア 農業経営基盤強化促進法に基づき認定された認定農業者（認定新規就農者を含む）又は高知県青年農業士育成事業実施要綱に基づき認定された青年農業士 ※ただし認定新規就農者については、認定農業者への移行が確実と見込まれるものであること。 イ 第4条の規定により交	(1)市町村 (2)公社 (3)土地改良区 (4)農業者（産地パワーアップ計画に取組の中心的な経営体として記載されたものをいう。以下同じ。） (5)農業者の組織する団体（産地パワーアップ計画に取組の中心的な団体として記載されたものをいう。以下同じ。） (6)民間事業者（産地パワーアップ計画に取組の中心的な団体として記載されたものに限る。以下同じ。） (7)食品事業者 以下のアからウの場合に限る。 ア 大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合 イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、でん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用施設を整備する場合 ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病虫害まん延防止対策の取組を行う場合 (8)中間事業者（生産局長

	付申請する年度の4月1日現在において45歳未満の者 ※次世代型ハウスとは、以下のアからウまでの全ての条件を満たすもの ア 軒高2.5m以上 イ 耐風速50m/s以上 ウ 環境制御装置を標準整備	等が別に定めるものに限る。) 国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設の整備に限るものとする。 (9)流通業者(生産局長等が別に定めるものに限る。) 青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。 (10)知事が中国四国農政局長と協議して認める団体 (11)コンソーシアム(生産局長等が別に定める場合に限る。)
(2)生産基盤強化対策	事業費の2分の1以内	(1)市町村 (2)公社 (3)土地改良区 (4)農業者 (5)農業者の組織する団体 (6)民間事業者
ア 農業用ハウスの再整備・改修 ・生産技術高度化施設 イ 生産技術の継承・普及に向けた取組 (7)栽培管理・労務管理等の技術実証 ・生産技術高度化施設		
(3)付帯事務費	事務及び指導等に要する経費の2分の1以内	市町村

2 基金事業	(1)収益性向上対策 ア 生産支援事業 (7)農業機械等の導入及びリース導入に要する経費	別表第2のとおり。	(1)市町村 (2)公社 (3)土地改良区 (4)農業者 (5)農業者の組織する団体 (6)民間事業者
	(イ)生産資材の導入等に要する経費	別表第3のとおり	
	イ 効果増進事業 (7)計画策定等に要する経費 (イ)技術実証に要する経費等	定額（2分の1相当）（間接補助事業の場合を含む。）	(1)高知県農業再生協議会 (2)地域協議会

		(2)生産基盤強化対策 ア 農業用ハウスの再整備・改修 イ 果樹園・茶園の再整備・改修 ウ 農業機械の再整備・改良 エ 生産装置の継承・強化に向けた取組 (ア)産地における継承・強化体制の構築 (イ)生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング (ウ)円滑な継承のための生産装置の維持・管理 オ 生産技術の継承、普及に向けた取組 (ア)栽培管理・労務管理等の技術実証 (イ)新規継承・普及のための研修等による人材育成 (ウ)農業機械の安全取扱技術の向上支援 カ 全国的な土づくりの展開	補助対象経費の欄の(2)のア及びウの事業については、事業費の2分の1以内 補助対象経費の欄の(2)のイの事業については、事業費の2分の1以内（生産局長等が別に定める場合にあっては、生産局長等が別に定める額以内） 補助対象経費の欄の(2)のエ及びオの事業については、定額（生産局長等が別に定める場合にあっては、生産局長等が別に定める率又は額以内） 補助対象経費の欄の(2)のカの事業については、定額（ただし、生産局長等が別に定める単価に実施面積を乗じた額を上限）	(1)市町村 (2)公社 (3)土地改良区 (4)農業者 (5)農業者の組織する団体 (6)民間事業者 (7)高知県農業再生協議会 (8)地域協議会
3	特別承認事業	高知県産業振興推進総合支援事業費補助金の交付要綱に定める特別承認事業の採択を受けた事業に要する経費	3分の2以内（間接補助事業の場合を含む。）	「1 整備事業」又は「2 生産支援事業」の取組主体に準じる。

別表第 2（第 2 条関係）

補助対象経費	補助率又は補助額
(1) 農業機械等の導入及びリース導入に要する経費（(2) の経費を除く。）	導入する農業機械等の本体価格の 2 分の 1 以内。（間接補助事業の場合を含む。）
(2) 農業機械等の導入及びリース導入の取組のうち、施設園芸エネルギー転換枠の取組に要する経費	導入する農業機械等の本体価格及び施工に要する経費の 2 分の 1 以内。（間接補助事業の場合を含む。）

別表第 3（第 2 条関係）

補助対象経費	補助率又は補助額
(1) 生産資材の導入等に要する経費（(2) の経費を除く。）	資材本体価格の 2 分の 1 以内（間接補助事業の場合を含む。）
(2) 生産資材の導入等の取組のうち、施設園芸エネルギー転換枠の取組に要する経費	資材本体価格及び施工に要する経費の 2 分の 1 以内（間接補助事業の場合を含む。）